

札幌冬季五輪2030 招致の問題点

さっぽろ自由学校「遊」 プレゼン資料

2023年1月20日

オールさっぽろ

高橋 大輔

～目次～

1. 札幌冬季五輪は必要か？
2. 「意向調査」の欺瞞
3. 住民投票の必要性

1. 札幌冬季五輪は必要か？

(1) 1972年の札幌冬季五輪を覚えていますか？

【開催による影響（プラス面）】

世界的にも稀な積雪都市として有名な札幌の交通環境を向上させた**地下鉄**（札幌市営地下鉄）開通や、**地下街**（さっぽろ地下街）の建設、**真駒内地区の整備**や**市街の近代化**などインフラ整備に多大な貢献をしたと評価されている。

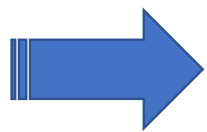
またインフラ整備だけでなく、オリンピックの開催により**札幌の知名度が世界的に向上**し、国際化に大いに役立った。（中略）さらに冬季スポーツ用施設が充実したことにより、後にスキージャンプのFISワールドカップに組み込まれるなど、アジアの冬季競技の拠点としての地位を築いたといわれる。

【開催による影響（マイナス面）】

- ・環境破壊：恵庭岳滑降競技場の森林伐採（のちに植林）
- ・設備の負担：手稲山ボブスレー/リュージュ競技場
- ・巨額の費用：直接施設50億円（当初）⇒92億円（決算）



スキージャンプ70m級メダリスト（日の丸飛行隊）



これ以上、五輪をやることで何を遺そうというのでしょうか？
「昭和の夢」をまだ追い続けるのですか？

(2) 札幌市による冬季五輪2030招致活動

～大会概要（案）更新版より抜粋～

【札幌が抱える課題】

- 札幌1972大会は市民の誇りとアイデンティティを形成し、大会を契機に都市整備を推進、国際観光都市としての地位を確立
- 札幌はオリンピックをきっかけに発展し国内有数の都市にまで成長
- 札幌は人口減少・少子高齢化への対応、共生社会の実現、インフラの更新、気候変動対策等の取組が必要

【2030年は先の未来を見据えた札幌ならではの大会に】

- オリンピック・パラリンピックは、大会の開催を契機として多くの力を集め、人々の思いを一つに束ねる世界最大級のイベント
- 四季の明瞭な札幌で**気候変動に関する取組**を結集

— 札幌ならではの文化を通じ子どもたちが夢や希望を抱くまちの実現

- 2030年までの期間は、札幌が持続可能なまちであるための礎を築いていく大切な道のり
- 都市と自然が調和した雪のまちで**SDGsの先の未来**を展望する大会へ

【招致スローガン】

「世界が驚く、冬にしよう。」

【3つの大会コンセプト】

- 天然雪を守り、北海道・札幌から、世界に誇れる大会に。
- 私が自分らしく生きられるまちで、社会で、誰もが参加できる大会に。
- 北海道・札幌が挑戦する、私たちの新しい大会に。

【大会ビジョン】

札幌らしい持続可能なオリンピック・パラリンピック～人と地球と未来にやさしい大会で新たなレガシーを～
スポーツ・健康／社会／経済・まちづくり／環境

美辞麗句の連続に目がクラクラ！



多額の費用をかけて五輪を招致しないとできないことなのですか？
気候変動やSDG'sに取り組みたいなら、五輪なんかやらないのが一番！
なぜ札幌？なぜ五輪？という「大義」が見えない

詳細はこちら



(3) 札幌冬季五輪2030招致に対する各界の意見

- ◆再び五輪を開催できれば、バリアフリー化、再生可能エネルギーの導入に弾みが付き、持続可能なまちに生まれ変わる大きなきっかけとなる。開催による**経済効果**は札幌だけで3500億円と非常に大きい。外国人による観光消費や食品輸出の増加が見込まれる。五輪は経済的な恩恵に限らず、地元に残る（遺産）をもたらす。（岩田圭剛 札幌商工会議所会頭）
- ◆既存の施設を極力活用する計画はIOCが求めているものとうまく合わせている。一方、**なぜもう一度札幌でやりたいのかが見えにくい**。2016年夏季大会の東京が似たような状況で、「南米の貧しい子供たちに大きな夢を」と訴えたりオデジャネイロに勝てなかった。（荒木田裕子 JOC国際委員）
- ◆コロナ禍や賃金が上がらない苦しい生活実感と、五輪招致が乖離している。だから五輪が自分たちの生活や未来を良くするものと受け止められていない。不正行為の再発を防止するのは当たり前のこと。**五輪招致でどう市民生活が良くなるのか、世界にどう貢献できるのか**明確に示すことが必要。（來田享子 中京大学教授）
- ◆2024年の夏季五輪が開催されるパリは、五輪のためだけに街を改造するのではなく、**100年後を見据えて都市構造を変えていく中の一つ**として五輪を招致するという長期ビジョンがある。東京にはこれが欠けていたし、札幌の姿勢にもつながっている。札幌市は五輪を開催することで何ができるのか。「招致して道路や通信網、住環境をこう変えます」など、札幌、北海道、あるいは日本全体が今後どう変化していくかを踏まえたうえで、札幌はこんな役割を果たせる、だからこれだけのお金が招致と開催に必要なんです、といった話ができ初めて、「やってみてもいいかな」ということになる。（杉本龍勇 元陸上選手 スポーツ経済学者）
- ◆市議会の招致推進議決の後で住民投票条例案が提出されるということは、議論が深まる前に招致活動が進行しているということであり、その事自体が不幸である。**何を刻むのか、どんな理念で行うのかの議論が市民に浸透していない**のではないかと。意思決定のプロセスが重要。自分たちのことは自分たちで決めるというのは自治の基本であり、その手段として住民投票は有効。（保坂展人 世田谷区長）

2. 「意向調査」の欺瞞

(1) 「冬季オリンピック・パラリンピック招致に関する意向調査（2022.03）」の概要・結果

【調査方法】

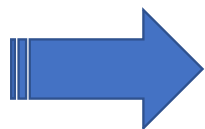
①郵送調査	
調査対象者	札幌市全域の満 18 歳以上の男女 10,000 人
抽出方法	住民基本台帳からの等間隔無作為抽出法
調査期間	令和 4 年 3 月 2 日（水）～令和 4 年 3 月 11 日（金）
回収結果	5,775 通（回収率 57.8%）
②インターネット調査（インターネットアンケートサービス）	
調査対象者	「20 代以下」～「60 代以上」の 5 世代の札幌市民・北海道民
調査期間	令和 4 年 3 月 7 日（月）～令和 4 年 3 月 14 日（月）
回収結果	5,540 通
③街頭調査	
調査対象者	札幌市内・北海道内の劇場来場者（7か所の映画館）
調査期間	札幌市内：令和 4 年 3 月 2 日（水）～令和 4 年 3 月 13 日（日） 北海道内：令和 4 年 3 月 5 日（土）～令和 4 年 3 月 6 日（日）
回収結果	2,549 通

【調査結果】

賛成：52.2%
反対：38.2%

賛成：56.5%
反対：26.2%

賛成：65.5%
反対：26.2%



調査手法・設問の構成と内容に大いに問題あり！

(2) 調査手法における問題点

① 郵送調査

サンプル数、抽出方法については問題なし

回収率はギリギリセーフ（50%を切る調査は偏りが大きく、信頼度×）

調査方法が「郵送調査」であることがやや問題

- ・国勢調査などの世帯別の状況を調査するのであれば郵送でも問題なし
- ・この調査の**母集団**は「18歳以上の札幌市民」であって、「18歳以上の札幌市民が居住する世帯」ではないはず
- ・例えば調査対象が寝たきりの高齢者に当たった場合など、家族が代わりに回答してしまうことが考えられる
⇒ 調査結果が母集団の縮図にならず、歪みが生じる

② インターネット調査（インターネットアンケートサービス）

サンプル数については問題なし

抽出方法・回収率が不明

札幌市がメアドの情報を持っているわけではなく、多くのモニターを抱えた民間調査会社のデータを使ったもの

⇒調査結果が母集団の縮図にならず、歪みが生じる

③ 街頭調査（道内7か所の映画館）

サンプル数については問題なし

現地でどのような調査をしたのか不明（選挙の出口調査は一定の場所で何人に1人等規則を決めている）

⇒特定の層（映画に興味のある人）に偏った調査結果となってしまう

■ 参考：RDD方式による電話調査

「RDD」＝「ランダム・デジット・ダイヤリング（Random Digit Dialing）」

：コンピューターで無作為に数字を組み合わせて番号を作り、電話をかけて調査する方法

※以前は**個別面接聴取法**（もっとも精度が高いが時間と費用が掛かる）が王道と言われていたが、現在はRDD方式が主流

【朝日新聞の例】

2001年4月～内閣支持率などを調べる全国世論調査についてRDD方式（固定のみ）に切り替え

2016年7月～携帯電話に対しても電話をかける方式を導入

（携帯電話には地域情報がないため、一部の地域を対象にする形式の調査では、引き続き固定電話のみを対象）

◆調査の進め方

- ・機械音声ではなく、調査員が1件ずつ架電
- ・世帯につながったら、調査の趣旨を説明した後、その世帯に住んでいる有権者の人数を確認
- ・有権者が複数だった場合、そのうち1人を無作為に選び、調査対象とする
- ・本人不在の場合は再架電（回答者の構成を「有権者の縮図」に近づけるため）

◆集計時の調整

- ・電話回線数に応じた調整（2回線の場合は調査結果に1/2を掛ける）
- ・有権者の人数に応じた調整（人数が少ないほどサンプルに当たる確率が高いため調整する）
- ・全体として地域別、性別、年代別の構成比のゆがみをなくす補正をし、回答者の構成比が総務省発表の実態構成比と同じになるようにする

RDD方式の利点は「無作為性・機動性・経済性」

欠点は趣旨説明に時間をかけられないこと

1/8付北海道新聞朝刊に掲載された世論調査はこの調査法を使っている。札幌市で反対67%という数値は一定の信憑性があると言える。但し、同紙面で報じられた全国調査（賛成57%）は調査機関も調査法も調査時期も異なるため、単純比較はできない。

(3) 「意向調査」の設問構成と内容における問題点

【郵送調査の調査内容】

・32ページに及ぶ「2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要（案）」を読んだ後、以下の設問に回答する。

問1. 1972年に札幌で冬季オリンピックが開催されたことを知っていましたか。

1 知っていた 2 知らなかった

問2. 札幌市が2030年オリンピック・パラリンピック冬季競技大会（以下、2030年大会）の開催を検討していることを知っていましたか。

1 知っていた 2 知らなかった

問3. 札幌市では2030年大会について、「単なる一過性のスポーツイベントではなく、北海道・札幌が将来に渡って輝き続けるためのまちづくりに関するプロジェクト」としています。この内容について、あなたはどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1 理解した 2 理解できなかった

問4. 冬季パラリンピックは北海道・札幌市で初めての開催となります。札幌市は、パラリンピックの開催が、障がいの有無に関わらず誰もが生き生きと暮らせる「共生社会」の実現に貢献すると考えています。この内容について、あなたはどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1 理解した 2 理解できなかった

問5. オリンピック・パラリンピックを開催する際の懸念として、大会後の施設の後利用や維持・管理についての負担があげられます。札幌市では施設整備の考え方として、「すでにある施設を最大限活用し、大会開催のための新たな施設は設けない」としています。この内容について、あなたはどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

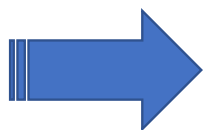
1 理解した 2 理解できなかった

問6. 札幌市では財政面の考え方として、「大会の運営のための費用は、IOC（国際オリンピック委員会）の負担金やスポンサー収入などで賄い、原則、税金は投入しない計画」としています。この内容について、あなたはどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1 理解した 2 理解できなかった

問7. オリンピック・パラリンピックを開催する際の懸念として、災害や感染症などのリスクがあげられます。札幌市では「新型コロナウイルスへの対応等、不測の事態への対応のため、予算の10%程度を予備費として確保する」としています。この内容について、あなたはどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1 理解した 2 理解できなかった



どれもこれも「2」と回答するのは勇気がいる！

例えば問3・問4は回答の選択肢を「1賛同できる 2賛同できない」としたら違う結果になったはず！

問8. 北海道・札幌市で冬季オリンピック・パラリンピックを開催することを、あなたはごどう思いますか。次の中からあてはまるもの1つに○をつけてください。

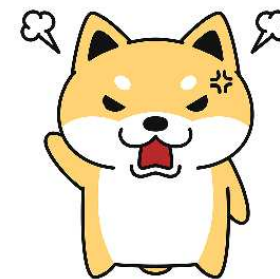
1 賛成 2 どちらかといえば賛成 3 わからない 4 どちらかといえば反対 5 反対

(後略)

★これは「イエスセット話法」※そのもの！

※「Yes」としか答えようのない質問を複数重ねられ、何度も「Yes」と答えていると、次の質問にも「Yes」と答えやすくなってしまふ人間の心理を利用した交渉テクニック。セールスマンがよく使う手法。

「意向調査」などというシロモノではなく、「市による意向押し付け」or「世論誘導」と呼ぶに相応しい。姑息！不誠実！アンフェア！調査結果は全く信用に値しない！



3. 住民投票の必要性

(1) 札幌市自治基本条例

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

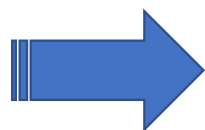
6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

第22条 市は、**市政に関する重要な事項**について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、**住民投票を実施することができる。**

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。



- ・冬季五輪招致に関し、立案段階から市民が参加できていたのか疑問
- ・「市政に関する重要な事項」には五輪招致も該当するのでは？

詳細はこちら



(2) 札幌市議会への住民票条例案提出～否決の経緯

- 2022年3月 : 「意向調査」実施・集計
- 2022年3月 : 2030年冬季オリンピック・パラリンピックの北海道・札幌招致に関する決議
- 2022年4月 : 自治基本条例に基づく住民投票実施の要望書 & 条例案を市長に提出 ⇒ 市長は無視 ①
- 2022年5月 : 第2回札幌市定例議会に、日本共産党・市民ネットワーク北海道から住民投票条例案を議員提案
- 2022年6月 : 上記提案、与党の反対多数で否決。 ②
- 2022年8月 : 東京五輪のスポンサー選定における不正容疑で元組織委理事が逮捕
- 2022年11月 : 札幌市が開催概要案の改訂を公表
- 2022年11月 : 東京五輪のテスト大会を巡る談合疑惑発覚
- 2022年11月 : 大学教授など10名が住民投票実施を求める請願を札幌市議会に提出 【資料2】
- 2022年12月 : 上記請願、1回の審査で与党の反対多数により不採択 ③

【条例案否決の理由】

- ・意向調査の方が有権者だけでなくより幅広い年齢層の意見を拾っている
⇒住民投票条例案を一部修正すればよいだけのこと
- ・五輪招致のような、札幌市の将来を左右する重要かつ高度な政治的判断を要する案件は住民投票になじまない
⇒市民をバカにするな！ どんな案件だったら住民投票になじむというのか？

本音は、「住民投票やると負けるから」では？

- ・「招致ありき」の結論に向かって市が市民を誘導しながら突っ走るのではなく、「市民が自分たちのことは自分たちで決める」という自治の基本に立ち返るべき！
- ・五輪招致の是非は「賛成」「反対」2択の住民投票で白黒はっきりさせるべき！
- ・市の役割は住民投票に備えて公正・公平かつ十分な情報提供を行い、市民が五輪招致の是非の議論に加われるような場のお膳立てをすること！

(3) 各自治体での住民投票事例

①住民投票条例制定の3つの道

【首長提案】自治体の首長が条例案を議会に提出し、審議を経て議決。

【議員提案】議員が条例案を議会に提出し、審議を経て議決。

【直接請求】地方自治法74条に基づき、有権者が作成した条例案とこれに賛同する連署（有権者の1/50以上）をもって首長に条例制定を求める。首長が意見書を添えて付議した後、議会の審議を経て議決。

・・・全国で499以上の自治体で制定。うち、427自治体で実際に投票が実施された（2020年8月末現在）。

※いずれの方法も、**議会が否決権**を持っており、住民の過半数の連署を集めても議会で否決されたケースもある。

②住民投票の実施例（大半が議会で否決）

1988年12月 北海道（泊原発1号機の運転開始）⇒否決

1995年6月 新潟県巻町（東北電力の原発建設）⇒成立・反対多数

1997年1月 岐阜県御嵩町（産廃処理施設の建設）⇒成立・反対多数

1999年6月 徳島県徳島市（吉野川可動堰の建設）⇒成立・反対多数

2012年6月 東京都（東京電力の原発稼働）⇒否決

2018年10月 沖縄県（米軍基地建設のための辺野古埋め立て）⇒成立・反対多数

③海外の事例（五輪招致反対）

デンバー（アメリカ）・ハンブルグ ミュンヘン（ドイツ）・ダボス シオン（スイス）・カルガリー（カナダ）・クラコフ（ポーランド）

・・・反対派が仕掛けた住民発議（イニシアティブ）による住民投票が行われ、いずれも誘致・開催賛成派が敗れた。

詳細はこちら



住民投票には主権者の多数意思と議会多数派とのねじれという間接民主制の欠陥を正す機能がある
選挙には表れない民意を反映させるために、「人」ではなく「事柄」を選ぶ住民投票の制度整備が急務



(4) 実施必至型（常設型）住民投票条例

①実施必至型（常設型）住民投票条例とは

前項で紹介した住民投票の3つの方法を「個別設置型」とすると、実施必至型（常設型）との違いは以下の表の通り。

	個別設置型	実施必至型
条例案の作成	案件発生の都度	条例制定時のみ
議会による審査・否決権	あり	なし

②実施必至型（常設型）住民投票条例を制定した自治体

全国で94自治体。そのうち、市町村合併に伴って16の条例が廃止されたため、現在この型の条例を制定している自治体の数は78となる。道内では苫小牧市【資料3】、北広島市など8市町。主な自治体と条件は次頁参照。

③実施必至型（常設型）住民投票条例のメリットと課題

【メリット】

一定の署名が集まれば議会の審査なしに実施される。市民と議会の利害が対立する案件であっても否決されることなく、市民の権利が担保される。また、市民の発議で住民投票が実施できることから議会への牽制効果が期待できる。

【実現へ向けてのハードル】

実施必至型（常設型）住民投票条例を制定するのは議会。「住民の請求を拒否できる」という議会の権限を封じ、住民投票実施の請求を議会が拒めなくする条例を議会自らが可決・成立させるというのは、議員の高い見識が求められる。**実現のためには粘り強い活動が必要。**

※苫小牧市では「住民投票制度市民フォーラム・市民ワークショップ」（2009年）に始まり、議会での可決（満場一致）までに6年を要した。

出典：「住民投票の総て」（国民投票/住民投票情報室）

■参考：実施必至型（常設型）住民投票条例を制定した主な自治体一覧

自治体名	可決年月	発議に必要な署名数	投票資格者年齢	投票資格者その他条件
広島市（広島県）	2003年3月	投票資格者の10分の1以上の連署	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者
岸和田市（大阪府）	2005年6月	同 4分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者＋在留資格を有する3年を超える定住者
豊中市（大阪府）	2008年3月	同 6分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者及び外国人登録原票に登録されている外国籍者
川崎市（神奈川県）	2008年6月	同 10分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者＋在留資格を有する3年を超える定住者
長崎市（長崎県）	2021年9月	同 6分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者＋在留資格を有する5年以上の定住者
芦別市	2008年6月	同 6分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者のみ
北広島市	2009年2月	同 6分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者
苫小牧市	2015年6月	同 4分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者
北見市	2015年6月	同 6分の1	18歳以上	3か月以上在住の日本国籍者と特別永住者・永住者

■ 参考文献・Webサイト

- ・新札幌市史 第5巻通史5上（札幌市 編）
- ・さっぽろ文庫16「冬のスポーツ」（札幌市教育委員会 編）
- ・建設新聞で読み解く あのとこの札幌 第8回 「1972年冬季五輪〈招致と競技施設〉」（北海道建設新聞 Web）
- ・札幌市Webサイト 「冬季オリンピック・パラリンピック招致」
- ・社会調査ハンドブック（飽戸 弘 日本経済新聞社）
- ・「住民投票の総て」（国民投票/住民投票情報室）
- ・AERA 2023年1月2日-9日合併号
- ・北海道新聞12月12日、1月1日、1月8日、1月9日朝刊掲載記事